

正副議長記者会見について

記

1 新型コロナウイルス感染症への対応について

- 新型コロナウイルス感染症への対応のため、多くの部局が多忙を極めており、担当されている職員には全力を注ぎ職務を遂行されているところである。
- 市民の安全安心な生活を確保するためには、何より感染拡大防止が望まれる。
- 担当部局が職務に専念でき、また、迅速に対応できるよう、議会として、予算審査特別委員会、常任委員会においては、①新型コロナウイルス感染症への対応にあたっている担当所管に対しては、長時間の答弁調整は行わない。②質疑は重複せず簡潔に行う。③各委員会における質疑者の持ち時間を通常時の半分を目安とする。④担当所管の職員が緊急に対応にあたる必要が生じた際は、関係職員の退席、欠席を認めるなど、議会として協力すべき部分について協力を行いながら、限られた時間の中で議案の審議を行い、各委員会ともおおむね通常の半分程度の時間で終了した。
- 今後も引き続き、担当部局が新型コロナウイルス感染症への対応に専念できるよう、必要な協力を行うとともに、議会としての役割を果たしていく。

2 定例会の総括について

- 今期定例会は、2月18日から3月27日までの39日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計63件を可決した。
- 議員提出議案は、条例は「堺市議会委員会条例の一部を改正する条例」等2件、決議・意見書は「令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査経費についての決議」等7件を可決した。

【令和2年度各会計当初予算及び関連議案について】

- 2月28日に令和2年度予算審査特別委員会を設置し、付託された各会計当初予算等11件について、3月13日まで審議を行い、27日の本会議において可決した。
- 令和2年度各会計当初予算は、総額7,628億円で、対前年度比1.3%の減となっており、「未来の堺のために、子どもの成長を支える」、「堺の可能性を発揮して都市魅力を創出する」、「将来にわたって安心して暮らし続けられる堺」の3つの重点取り組みの実現に向け編成された予算となっている。
- 本市の財政状況は、税制改正の影響などにより市税収入は微減となる一方で、義務的に負担する社会保障関係費や公債費が増加するなど厳しい状況にある。また、経常収支比率も上昇傾向にあり、今後も財政の硬直化が進んでいくものと思われる。このような状況の中、本市では、今後の歳入歳出のあり方を示す堺財務戦略を策定し、あらゆる手法を用いて健全な財政規律を構築し

ていこうとしているが、本市特有の傾向や特徴を踏まえた戦略が必要と考える。

- 本市議会としても、二元代表制としての権能と監視機能をこれまで以上に発揮し、引き続き真摯で活発な議論を重ねていきたいと考えている。

【堺市イノベーション投資促進条例について】

- 本条例は、成長産業分野への投資や都市拠点である都心地域、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域への投資の促進など、本市における雇用及び事業機会の拡大や税源涵養を図るため市税の不均一課税措置を講ずることを目的に、堺市ものづくり投資促進条例の全部改正を行うもの。
- 本会議において、議員から「産業振興政策は最も税収に直結していくものであり、本条例による税収効果をより大きくするためには、複合的な施策の展開が必要である。相乗効果を見込める補助制度が創設されるが、使いやすく制度設計すべきである。」との考えが示された。
- 本議案は、3月18日の産業環境委員会の審議を経て、27日の本会議において可決された。

【令和元年度堺市一般会計補正予算（第6・7号）について】

- 本件は、主に新型コロナウイルス感染症への対応にかかる補正予算であり、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な機器の購入、保育所等へのマスク購入など感染拡大防止策への支援に関する補正予算である。
- 本件は、3月27日の本会議において可決された。

【堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について】

- 本件は、昨年11月定例会において、閉会中の継続審査となっていた案件である。
- 本条例案は、今期定例会では、3月23日の総務財政委員会で審議され、27日の本会議において可決された。

【全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決した決議・意見書は7件である。
- このうち、全会一致で可決された決議・意見書は以下の6件である。
 - 「令和2年度における竹山修身前市長の選挙資金問題等調査特別委員会の調査経費についての決議」
 - 「中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書」
 - 「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」
 - 「大規模災害時の防災・減災・縮災対策のために必要な施設整備等に活用できる『緊急防災・減災事業債』の期間延長を求める意見書」
 - 「天皇皇后両陛下ご臨席のもと都道府県ごとに毎年各地で開催されている『全国豊かな海づくり大会』の大阪開催を求める意見書」
 - 「大規模自然災害に備えた早急な治水対策を求める意見書」

3 記者からの質問に答えて

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

Q 委員会等の理事者側の出席者、そしてその拘束時間を減らすなど対応していたが、今回の新型コロナウイルス感染症対策ではなく、通常時の議会で職員の働き方改革等の観点も含めてなるべく減らしていくような取り組みが他市で行われていると聞いているが、今後に向けて参考になりそうなことはあったのか。

A 今回は、質疑、答弁のある理事者に限って入室するようにした。これは、密室での感染性をより高めてしまう危険を回避するためであった。他市の議会においては、働き方改革の観点から果たして質疑、答弁がないのに委員会に出席するのはどうかという事柄も議会の中で審議されている。今後、本市の議会の中で審議されていくのではないかと思う。

また、本市議会で策定していたBCP対応も検討していたが、地震、津波等の大規模災害を想定していた点が多々あることが今回明らかになった。今回の新型コロナウイルス感染症対策等がしっかりと落ち着いた段階で検証が必要ではないかと議会内でもでており、私自身もそう思っている。

Q 近隣自治体では傍聴を遠慮してほしい、インターネット中継のみという対応をしているところもあった中、堺市議会では傍聴者の傍聴を規制していなかったが、この判断はどういうことだったのか。

A 早い段階で議会運営委員会を中心に、各議員から意見聴取を行った。市民、傍聴者の健康、安全を守るにあたり、堺市議会のホームページのトップページでインターネット中継での視聴を推奨したり、また、マスクの配布を行う等の対応をしてきた。どのような対応がよかったのかは今後検証していく必要があるのではないかと考えている。他市のように質問そのものが中止というところも、聞いてはいたが、行政と二代表制の一翼を担う地方議会として、各市の状況に応じて様々な対応をしているところではあるが、各々議員の議論を確認し、また、当局にも綿密に確認・協力を行いながら、出席理事者の制限や質疑答弁時のマスクの着用を認め推奨するなどし、本日の最終日を迎えるに至った。

Q 傍聴を取りやめようという意見は各会派から特になかったということか。

A 議会運営委員会での話し合いの中ではそこまでの話はなかった。

【堺市議会委員会条例の一部を改正する条例について】

Q 今回記名投票になったが、過去にあったのか。

A 昭和47年にあった。

Q (昭和47年以来の) 異例の手続きとなったこと自体をどのように感じているか。

A 適法上かどうかということについて、賛成の方は正しい手続きで行ったという意見であり、反対である方については、丁寧さに欠ける、事前に説明できたのではないかという意見もあった。あの場では議長において『適法に処理され』、という発言を行った。本会議での条例の制定に関しては大きく賛否が分かれたが、終了後の議運で要綱について確認された際には、円満に

議論がされていたので、議事の運営に関しては一定議運では理解してもらっているのではないかと思う。

Q 議事運営に関する要綱では、議員提出の条例案は、原則2日目の本会議で上程することとなっているが、この条例案を踏まえたうえで、議長として緊急性があると考えられたのか。

A 緊急性の議論は、先ほどの本会議でもされていたが、議長がということではなく、緊急性があったということは、おそらく提案会派からの答弁はなかったように思う。

Q 原則を破ることについての議長の考えは。

A 条例の部分の制定に関しては、その部分はない。ただ、早めに提案いただくことが審議に関しては進むのかなと思う。原則を破るかどうかについては、今回は適法にこの条例が提案され、制定されたわけであるから、議長として議事の進行上認めた。

Q 議長として、この条例案が提案されることはいつ知ったのか。また、その時点で議事運営に関する要綱第4条3項についての認識はあったのか。

A 3月24日に知った。提案された時点で正式なものとして受理した。

Q 要綱に記載されている『原則として』という文言については、どういう場合に外れていいと解釈されているのか。

A 外れていい、外れていないという判断かどうかはわからないが、基本的にはそれを守ってということと思っている。

Q 今回、(原則を)守らなくていいと考えた部分はどこか。

A 守られた、守られなくていいということではなく、適法に提案されたものを受理したわけで、そのあとの議会運営委員会で議事運営の協議を経て、議題としたものである。

Q 適法に出されたものであれば受理するというのであれば、議事運営に関する要綱第4条3項の期日をうたう必要はなくなり、要綱自体を変えるべきではないか。

A 要綱の審議に関して、べき論を展開したわけではなく、今回適法に条例提案されたものが本会議で審議を尽くしたということである。

提出要件を満たしておれば、議長としては地方自治法第112条に基づき、審議しなければならないという項目があり、動議でももちろん12分の1以上の賛成者があれば、審議にあたるわけであるので、一旦適法に提案されたものについては、議長として審議に応じなければならない。

Q 討論の中でも出ていたが、今後、少数会派に対して例えば議会での質問時間の制限といった不利益につながる流れといったものが生じる危惧はないか。

A 仮定の話だが、例えばそういったことがあれば、議会力向上会議で議論されるのではないかと思う。

Q 例えば質問時間を変えるとといった場合は、議会力向上会議で議論されるべきということか。それとも、単に感想的なことか。

A そうではなくて、過去の議会力向上会議の議論を見ると、例えば今回の予算審議の質問時間、人数での割り振り等議論されていたことを鑑みれば、議会力向上会議での議論もありうるのではないかと思う。

Q 手続きではなく、議長の考えとしては、議会力向上会議で諮ったうえでないとそういうことはできないと受け取っていいのか。

A そこでないといけないということではないと思う。今回ある会派からも一つの方法として、条例提案したといった発言もあったので、様々だと思うし、議会力向上会議だけではないと思う。

Q 今後もこういったことがあるということか。

A あるかどうかはわからない。

Q 議長として議会力向上会議等の決まった手続きを踏もうといった考えは、特段ないということか。

A 本日、様々意見を聞いたので、特にない。